

葉山町における建築基準法による高さ制限等について

令和元年8月1日現在

用途地域等		第1種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居 地域	近隣 商業 地域	市街化 調整 区域		
葉山町	最高高さ制限 (m)	10m	12m (高度地区・第1種)			15m (高度地区・第2種)	—		
	最低敷地面積 (㎡)								
	外壁の後退距離 (m)								
	斜線制限	道路斜線	適用距離	20m					
			勾配	1.25			1.5	1.25	
		隣地斜線	立ち上がり		20m		31m	20m	
			勾配		1.25		2.5	1.25	
		北側斜線	立ち上がり	5m					
			勾配	1.25					
	日影による制限	対象建築物	軒の高さ>7m 又は地上階≥3	建築物の高さ>10m					
		平均地盤面からの高さ (m)	1.5m	4m					
		日影規制時間 (時間)	(一) 3時間・2時間	(二) 4時間・2.5時間		(二) 5時間・3時間			

■地区計画・建築協定の区域、景観法による届出等については葉山町都市計画課にお問い合わせ下さい。